

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後、国民年金に加入し、申立期間当時、国民年金保険料を納付しなかった記憶は無い。申立期間の前後もきちんと保険料を納付しており、3か月分だけ納付しなかったとは考えられない。

未納期間があることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和44年11月から49年1月まで国民年金に強制加入した後、51年10月に再度強制加入して以来、申立期間を除き、途中1か月の任意加入期間を含めて平成13年度まで国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間当時同居していた妻も、昭和49年12月に国民年金に強制加入以来、申立期間を除き、加入期間については国民年金保険料を全て納付しているなど申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人及びその妻は、国民年金保険料をいずれも現年度納付しており、この現年度納付について申立人の妻は、2人分の国民年金保険料をA市内の金融機関に持参して納付していたと説明するなど納付についての記憶は明確である。

加えて、申立人の加入記録をみると、A市において昭和44年11月21日に国民年金記号番号の払出しを受け、51年10月の再加入の際には改めて昭和52年1月28日に別の国民年金記号番号の払出しを受けており、その後当初の国民年金記号番号に重複による統合処理がされているものの、統合された時期が不明であるなど、当時の申立人の納付記録の管理が適切であったとは

言えない状況もみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から同年11月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から同年11月まで

私は、昭和53年8月から国民年金に加入し、55年2月に婚姻した後も任意加入して集金人に付加保険料を含む国民年金保険料を納付するとともに、納付が遅れた時には、市役所で納付書を再発行してもらい納付してきたのに、年金事務所の記録では、55年6月4日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失、同年12月12日に再取得したため、申立期間は未加入期間とされ、保険料は還付されている。

しかし、国民年金の任意加入をやめた記憶は無い上、市役所で再発行してもらった昭和55年7月から同年12月までの国民年金保険料納入通知書兼領収証書を所持しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

なお、還付されたとする申立期間の保険料については、還付された記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁（当時）及び市町村の記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者でなかった期間とされ、納付済みとされていた付加保険料を含む国民年金保険料は昭和56年4月及び58年10月に還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和55年6月分は56年4月21日にA社会保険事務所（当時）で、55年7月から同年11月までの5か月分は58年10月にB社会保険事務所（当時）で、それぞれ還付決定されており、A社会保険事務所一括して還付決定が行われていないこと、及びA社会

保険事務所の還付決定からB社会保険事務所の還付決定までに2年6か月が経過していることは、事務処理に不自然さが見受けられる上、日本年金機構C事務センターは、当該事務処理については不明と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和55年2月に国民年金に任意加入した後、申立期間を含む同年2月から61年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料（昭和60年1月から同年3月までの付加保険料を除く。）を納付していることから、納付意識が高かったものと考えられ、申立期間について、あえて国民年金任意加入被保険者の資格を喪失する届出を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、発行された時期は特定できないものの、昭和55年7月から同年12月までの国民年金保険料納入通知書兼領収証書を所持していることから、市役所において当該国民年金保険料納入通知書兼領収証書が再発行された時点では、申立人は申立期間において国民年金被保険者であったものと取り扱われていたものと考えるのが自然であり、事実と異なる資格喪失手続により申立期間に係る還付手続が行われたことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年3月4日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を同年3月4日に訂正し、5年10月から6年2月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

また、申立人が申立期間②に勤務していたとするB社は、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所としての要件を満たしていると判断され、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を平成6年3月4日、資格喪失日に係る記録を同年8月21日に訂正し、同期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、同事業所の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月19日から6年3月4日まで
② 平成6年3月4日から同年8月21日まで

私は、申立期間にA社に勤務し、途中で業務を引き継いだB社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間の給与明細書では厚生年金保険料が控除されており、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立ての事業所は平成5年10月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した13人（申立人を含む。）の標準報酬月額について6年1月1日付けで随時改定が行われていながら、同年12月15日に随時改定の取消処理がなされるとともに、申立人を含む14人について5年10月19日を資格喪失日とする記録訂正が行われていることが確認できる。

また、当該訂正前の記録から、平成5年10月19日において、申立ての事業所が適用事業所としての要件を満たしていると認められることから、申立ての事業所が適用事業所でなくなったとする記録訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年10月19日に資格を喪失した旨の記録訂正を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の、申立ての事業所における資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である6年3月4日であると認められる。

また、平成5年10月から6年2月までの標準報酬月額については、事業主が当初届け出た5年10月の記録から20万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が、申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間の加入記録が無い複数の同僚が「申立期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述しており、同僚の1人が保管する平成6年3月分及び同年7月から7年1月分までの給与明細書により、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立ての事業所は、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、平成6年3月4日に法人として登記されていることが確認できることから、適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、平成6年3月から同年7月までの標準報酬月額については、同僚の給与明細書の厚生年金保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間②において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月、同年9月及び同年12月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月から16年3月まで
② 平成16年4月

私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、平成15年4月から16年3月までは26万円、16年4月は15万円となっている。

しかし、私が所持する給与明細書では、控除されている厚生年金保険料が標準報酬月額26万、15万円に対応する金額より多いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人所持の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は支給額から、申立期間①のうち、平成15年4月、同年9月及び、同年12月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の見出しを社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成15年5月から同年8月まで、同年10月、同年11月、16年1月から同年3月までの期間については、オンライン記録により、標準報酬月額が、給与支払明細書に記載されている支給額に見合う標準報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②について、申立人が所持している給与支払明細書より、標準報酬月額26万円に見合う報酬月額の支払いを受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間②の標準報酬月額は当初、26万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成16年5月31日）の後の16年6月8日付けで、16年4月1日に遡って標準報酬月額を15万円に引き下げる減額処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる記録訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和38年1月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月2日から同年2月1日まで

私は、昭和38年1月2日までA社C支社で勤務し、同日付けでA社B支社に転勤となり、引き続き勤務したにもかかわらず同支社における資格取得日が38年2月1日とされ、1か月が厚生年金保険に未加入となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、厚生年金基金加入員資格取得届及び雇用保険の加入記録などから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年1月2日に同社C支社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から45年1月27日まで

私は、平成22年9月に届いた日本年金機構からの確認ハガキにより、A社に勤務した期間の脱退手当金が支給済みであることを知ったが、当時、夫の自営業を手伝うために退職し、退職後は夫婦で国民年金に加入し、保険料も納付していた。

退職時に会社から脱退手当金の説明は受けたことは無く、申立期間の脱退手当金は受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後の女性従業員88人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した者で、脱退手当金の支給要件を満たしている申立人を含む15人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録のある者は申立人のみである上、申立事業所の事業主は、「会社創業当初から、社会保険の事務は自分が行っていたが、脱退手当金の制度は知らなかったため、脱退手当金の説明や請求手続の代行等を行ったことは無い。」としていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたことになっている時期には、既に夫とともに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している上、その後60歳到達まで被保険者期間に空白期間が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被

保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、最初の被保険者期間を含む3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本社における資格取得日に係る記録を昭和36年1月6日、資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和37年12月10日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年1月6日から同年6月1日まで
② 昭和37年12月10日から38年2月21日まで

私は、昭和36年1月6日にA社C営業所へ入社し、37年6月頃にD営業所へ転勤となり、その後、転勤を繰り返して平成7年10月31日まで継続して勤務した。

しかし、同社C営業所に入社直後の昭和36年1月6日から同年6月1日までの期間及び同社D営業所での37年12月10日から38年2月21日までの期間が厚生年金保険の加入記録から漏れており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行する申立人に関する証明書及び退職所得申告書により、申立人は、申立期間①において継続して申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「申立人は入社時から正社員であり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答していることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

一方、申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社C営業所は、

厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同社C工場が昭和36年6月1日に適用事業所になっているが、これについて、B社は、「A社C工場が適用事業所となる前は、同社本社で厚生年金保険に加入させていた可能性がある。」としているところ、申立人がA社C営業所へ入社した時の所長についてのオンライン記録をみると、同社C工場が適用事業所となる前の同社本社において被保険者記録が確認できることから、同社では、同社C工場が適用事業所となるまでは、同社C営業所の従業員を同社本社で厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年6月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主に確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年1月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上述のB社が発行する申立人に関する証明書及び退職所得申告書、及び同社の、「申立人は入社時から正社員であり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」との回答から、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務し（同社C営業所（適用事業所は同社C工場）から同社D営業所（適用事業所は同社本社）に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の申述内容や、申立人に係るA社C工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に、健康保険被保険者証の返納日と思われる「37.12.25」の押印があることから、昭和37年12月10日とすることが妥当である。

また、A社D営業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、これについて、B社は「A社D営業所の従業員は、本社で厚生年金保険に加入させていた。」としている。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和38年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間②に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会

保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び
周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年2月24日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月24日から10年3月16日まで

私は、平成9年2月24日にA社B営業所からC社D営業所に異動し、平成10年3月16日まで同営業所の所長として勤務した。A社からC社へ異動した際、社名が変更となったとの認識だけで、勤務形態や保険料等に変化はなく、基本給が2万円上がったことを記憶しているので、申立期間の標準報酬月額は、A社での標準報酬月額26万円に2万円を加算した28万円となるはずであるにもかかわらず、国の記録は9万2,000円とされており、納得できないので、正当な標準報酬に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の平成9年2月から同年3月までの標準報酬月額については、社会保険庁（当時）の記録によると、当初、28万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで、同年2月24日に遡及して標準報酬月額を9万2,000円に引き下げられている。

また、申立事業所においては、平成9年4月30日付けで、申立事業所に勤務していた14人全員（申立人を含む。）の標準報酬月額が、申立人と同様、申立事業所における資格取得日等に遡及し、一律9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の滞納処分票をみると、申立事業所は、標準報酬月額を記録訂正した当時、平成9年1月から同年3月までの厚生年金保険料等についての滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年4月30日付けで行われた

遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

なお、申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本から申立人は申立事業所の役員ではなかったことが確認できる上、前記の滞納処分票によると、社会保険事務所の職員は、事業主及び経理担当者と保険料の納付について協議を重ねていることが確認できることなどから、申立人は標準報酬月額額の減額処理に関与していなかったと認められる。

これらのことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間のうち平成9年2月24日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 一方、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定時点（平成9年10月1日）における標準報酬月額額は9万2,000円と記録されているところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立事業所の事業主は、「記録訂正した平成9年4月以降の保険料控除額は、給与の支給実態にかかわらず、訂正した標準報酬月額9万2,000円に相当する保険料しか控除していなかった。」と回答しているほか、申立事業所がオンライン記録の標準報酬月額（9万2,000円）を上回る保険料を控除していたとする給与明細書等の関連資料は無く、申立人の同僚に対する照会の結果でも、当時の保険料控除額を覚えている者はみられなかった。

さらに、申立人は、申立事業所勤務期間中に給与の支給額に変更はなかったと供述しているが、給与支給額に関する資料等はないため、当初の標準報酬月額どおりの給与がいつまで支給されていたか詳細は不明である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち平成9年10月1日から10年3月16日までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで
結婚後の昭和 62 年 6 月か 7 月頃、国民年金保険料の徴収員が自宅を訪問したことを契機に、改めて国民年金の加入手続をし、その当時過去の保険料を払えるところまで遡って納付したことを記憶している。
しかし、申立期間だけが未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格の取得について、申立人の妻が「昭和 62 年 6 月か 7 月頃、自宅を国民年金の徴収員が訪問し、国民年金の納付を勧められ、加入手続をした。」と記憶していることから、この時期に加入手続を行い、昭和 61 年 3 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したものと推認される。

また、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、「取得後、その当時、過去の保険料について払えるところまで遡って納付した。」と記憶しているところ、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、加入手続を行ったとする昭和 62 年 6 月か 7 月頃において納付可能であった、61 年 3 月から同年 9 月までの過年度保険料は未納となっている上、最初の納付は平成元年 1 月 24 日に、昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分を過年度納付しており、次いで平成元年 4 月 6 日に昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで 3 か月分を過年度納付し、以後、同年 4 月から 62 年 3 月までの毎月 1 か月分を平成元年 4 月以降毎月現年度納付の数日後に過年度納付しているなど、申立人の妻の記憶と相違している。

さらに、申立人の平成 2 年 4 月以後の現年度保険料の納付日をみると、当該月以後の保険料納付日は当月末日となっていることから、窓口納付から口座振

替による納付へ納付方法が変更されたものと考えられるところ、申立期間直前の昭和 63 年 3 月の保険料を平成 2 年 4 月 6 日に過年度納付した後、申立期間直後の昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの過年度保険料を平成 2 年 10 月 29 日にまとめて納付していることが確認できることから、平成 2 年 4 月分からの現年度保険料が口座振替となったことで、申立期間の過年度保険料についても失念された可能性が考えられ、気がついて納付した平成 2 年 10 月 29 日の時点では、申立期間の保険料は既に時効により過年度納付することができなかつたものとするのが自然である。

加えて、昭和 60 年 3 月から社会保険事務所（当時）における保険料収納事務及び記録管理は、オンライン化によるコンピュータ処理がなされていることを踏まえると、納付記録に誤りが発生する可能性は低いものと考えられる。

このほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月、6年4月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月
② 平成6年4月
③ 平成6年10月

私は、平成5年4月から9年3月までの国民年金の法定免除期間について、15年頃に国民年金保険料を追納した。平成6年4月分の領収書は所持しており、納付しているにもかかわらず、申立期間が法定免除のままになっているので、記録を訂正してほしい。

また、平成5年5月分及び6年10月分については、納付したかどうかよく覚えていないが、当該月の前後が納付済みなので、調べて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録及び申立人が提出した領収証書（平成6年4月分及び同年5月分）によると、申立人は、平成15年4月22日に、5年4月から7年3月までの国民年金保険料の追納の申込みを行い、同日発行された納付書により、6年4月及び同年5月の保険料を、16年4月22日に一旦納付した記録となっている。

しかしながら、法定免除期間に対する国民年金保険料の追納は、経過年度によって加算額が異なることから、納付書が発行された年度内に行う必要があるが、上記平成6年4月及び同年5月の国民年金保険料の追納は、納付期限が過ぎた平成15年度発行の納付書により行われたことから、社会保険事務所（当時）は、当該2か月分の保険料（3万940円）を、16年6月25日、申立人の父親名義の口座に還付していることがオンライン記録及びA銀行提出の預金取引明細照会により確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成16年5月14日に、改めて国民年金保険料の追納申込みを行っているが、当該申込時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することはできないため、6年4月分を除き、6年

5月から8年3月までの納付書が発行されていることが確認できる。

さらに、申立期間①及び③について、申立人は、どこで納付したか覚えていないとしているが、申立期間前後の領収証書の領収印から、B指定金融機関又はC社会保険事務所（当時）で納付した可能性が高いが、D貯金事務センターは、「申立期間に係る納付状況は、確認できませんでした。」としているほか、E事務センター記録審査グループは、「オンライン記録に無いということは、領収記録も無いと判断しています。」と回答している上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から同年7月まで

私は、申立期間当時、学生で収入が無かったことから、母親が代わりに国民年金の加入手続を行い、自宅を訪れていた市の嘱託員か銀行に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間当時、兄や姉の国民年金保険料も同様に母親が納付しており、兄や姉が納付済みで私のみが未納となっていることには、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の兄及び姉の保険料と一緒に納付していたと供述しているところ、兄及び姉の国民年金保険料の納付状況を見ると、平成8年4月から同年9月まで及び9年2月から11年8月までの保険料は、現年度納付され、納付日も、ほぼ一致しているが、申立人の保険料は、申立期間を除く9年1月、同年2月及び同年8月から11年3月までの分については過年度納付されており、納付日も相違しているなど、兄及び姉の納付記録とは一致しておらず、母親の供述とは相違している。

また、申立期間は平成9年1月以降の事案であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進められた時期であることを踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料について、記録漏れ、記録誤り等があった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告等)は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2181 (事案 466、725 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月1日から28年3月31日まで
② 昭和29年2月21日から32年8月1日まで

私は、昭和25年8月からA県のB社に、その後、C県のD社の工場敷地内の寮に勤務したが、結婚のため退職し、実家に一旦戻り、結婚後はE県に転居した。

D社を退職時に退職金を受け取ったことも、脱退手当金の手続をしたことも無く、支給通知を受けたことも無い。

これまで2度、年金記録確認の申立てを行い、年金記録の訂正は認められない旨の通知を受けたが、第三者委員会が下した過去2度の判断が基本方針に反している上、その判断理由が、何ら合理的根拠に基づかない不合理なものであると考える。

今回改めて申立てをするので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間②に係る事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日と同時期の昭和29年から37年までに資格喪失した申立人を除く16人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に支給記録があり、このうち12人は厚生年金保険資格喪失日から約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたと考えられ、当該事業所も、「当時、代理受領はしていないが、代理請求は行っていた。」としていること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る2つの事業所の加入記録が記載されているが、申立人の氏名は申立期間②において改姓しているにもかかわらず、当該事業所入社時の姓に29年9月20日に変更処理されているにとどまる。

一方、同事業所の被保険者名簿には申立人が在職中に改姓したことに伴う氏名変更処理が同年10月2日になされた記録があるが、当該事業所から提出された申立人の被保険者資格喪失届の備考欄には「8.3氏名変更届提出」との記載がある。これは、申立期間①の事業所を所轄するA県の社会保険事務所（当時）が管理していた申立人の被保険者台帳の氏名が、申立期間②の事業所入社時の姓のまま未処理であったことから、33年4月1日に支給決定された脱退手当金請求の事務処理に伴い、改めて32年8月3日に氏名変更届が提出されたものとするのが自然であること、iii) 当該台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないと見て、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月28日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、再申立てを行い、申立人は昭和60年に社会保険事務所に行った際、自分あての脱退手当金に係る通知書らしきものを見たこと及び、当時から年金を繋げる意識はあったと供述しているところ、i) 当該社会保険事務所に照会しても事実関係については確認ができず、供述を裏付ける関連資料が無いこと、ii) 申立期間当時は通算年金制度創設前であり、申立人が、再度、厚生年金保険に加入するのは申立期間から10年後である上、申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは異なる番号で資格を取得しているなど、申立内容に矛盾がみられること、iii) 申立人は、申立ての事業所を退職した際の手続などについて記憶が明らかでないなど、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月6日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、第三者委員会が下した過去2度の判断が「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」に反しているとして三度目の申立てを行っている。

ところで、年金記録確認第三者委員会の審議は、民事訴訟制度にみるような立証責任の分配及び社会保険庁（当時）と申立人が対立する構造として行っているものではなく、申立人に有利な事情も不利な事情も全て第三者委員会において調査を行い、総合的な判断を行っている。

また、改めて、申立人は申立期間②に係る事業所に昭和28年秋に入社したとして申立期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳の厚生年金保険被保険者資格の取得日の記載が事実と主張しているが、厚生年金保険被保険者資格の取得については入社年月日と資格取得年月日が異なる例は少なくない上、申立事業所に係る元同僚は「申立ての事業所は3か月程度の試用期間があった」と供述していることから、申立事業所は入社と同時に厚生年金保険の加入手続をしていなかったと推認される。

さらに、申立人は年金手帳のコピーを提出し同コピーに「脱」の表示の無いことを脱退手当金の支給のなされなかった証拠と主張しているが、年金手帳は

「脱」表示が記載される厚生年金保険被保険者証とは別の書類であることから脱退手当金の支給のなされなかった証拠とはなり得ない。

加えて、これまでの年金記録の訂正は必要でないとする通知に記述しているように、本事案では、社会保険事務所が管理する年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、事業主による代理請求がなされたものと考えられること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されていること、支給額に計算上の誤りが無いことから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

このほか、申立人から脱退手当金を受け取っていないことを示す新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

私は、昭和53年4月から55年3月までA事業所で正社員として勤務した。昭和55年4月から56年3月までは、A事業所を休職し、学校に通いながらB事業所で勤務した。同事業所の給与は日給1万2,000円くらいで月に10万円以上支給されていたので、国民年金の記録がないところをみると、厚生年金保険に加入していたと思う。

昭和56年4月から57年3月までは、再度、A事業所に正社員として勤務した。

しかし、上記の全ての期間が厚生年金保険に未加入となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人の雇用保険の記録から申立人がA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、適用事業所名簿の記録及びA事業所の回答により、A事業所は昭和49年4月1日にB共済組合に加入し、厚生年金保険の適用事業所としては49年4月2日に全喪していることから、A事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

なお、A事業所では「申立期間当時、職員はB共済組合の共済年金に加入しており、申立人も休職期間を除いて加入していたとみられる。」と回答している。

2 申立期間②について、申立人は、申立ての事業所に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、事業所名がC事業所ということ以外、事業所の特定につながる正式な名称、所在地、代表者名などを記憶していないことから、D会に照会したが申立ての事業所を特定することができず、年金事務所の記録においても申立ての事業所に該当するとみられる適用事業所は確認できない。

また、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により氏名検索を行っても、申立人に別の厚生年金保険台帳記号番号の払出しや該当する記録は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月から 16 年 4 月まで
私がA社に勤務していた期間のうち、平成 14 年 5 月から 16 年 4 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっている。
当該期間の月給は 20 万円だった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立期間当時、申立事業所の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったところ、オンライン記録により、平成 16 年 5 月 31 日に適用事業所でなくなった後の同年 6 月 8 日に、申立期間の標準報酬月額 20 万円が平成 14 年 5 月に遡って 9 万 8,000 円に引き下げる減額処理が行われていることが確認できる。

一方、年金事務所が保存する当時の申立事業所の滞納処分票において、申立期間当時、申立事業所の代表取締役である申立人が社会保険事務所（当時）において滞納中の厚生年金保険料の納付について相談をしており、申立人が平成 16 年 6 月 4 日に同年 5 月 31 日付けの申立事業所の全喪届と申立人の資格喪失届を提出、14 年 5 月に遡って標準報酬月額を減額する月額変更届を提出したことが記載されていることから、申立事業所の代表取締役として申立人が申立期間に係る自らの標準報酬月額の記録訂正に同意していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 1 日から 16 年 7 月 1 日まで

私は、平成 15 年 5 月に A 社に入社し、3 か月間の試用期間を経て、同年 8 月から 17 年 3 月末まで正社員として勤務した。

申立期間当時の基本給は 25 万円、皆勤手当と通勤手当がそれぞれ 1 万円で、総支給額は 27 万円だったのに、オンライン記録では、標準報酬月額が 15 万円とされている。

平成 15 年 8 月及び同年 9 月分の給与明細書を提出するので、実報酬に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、申立人から提出された平成 15 年 8 月及び同年 9 月分の給与明細書によれば、申立事業所からの給与額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（15 万円）よりも高額であるものの、同明細書及び申立事業所が保管する申立人の賃金台帳によれば、申立人の給与から控除された申立期間に係る厚生年金保険料（1 万 185 円）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額となっている。

また、申立事業所が保管する平成 15 年 8 月 1 日の資格取得時の「健康保険

厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の標準報酬月額が15万円として記入されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 4 日から 36 年 12 月 30 日まで

私は2年か3年前に社会保険事務所（当時）に行った際、A社に勤務していた期間の脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。平成 22 年 9 月に日本年金機構から脱退手当金に関する確認ハガキが届いたが、私は脱退手当金をもらった記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 12 月の前後 2 年以内に資格を喪失した者で、同事業所で当時の脱退手当金の支給要件である被保険者期間 2 年以上を満たしている申立人を含む 6 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 4 人に脱退手当金の支給記録があり、うち申立人を含む 3 人が資格喪失日から約 3 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 3 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、脱退手当金の支給の際には、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立人が申立期間の前に勤務していた事業所の被保険者期間については、脱退手当金が未請求となっているが、当該期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理され、管轄する社会保険事務所も異なっていたことを踏まえると、当該期間が未請求と

なっていることに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 12 日から 38 年 1 月 5 日まで
② 昭和 38 年 1 月 5 日から 40 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 7 月 6 日から 42 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 4 月に A 社（現在は、B 社）を退職する際に経理担当者から脱退手当金がもらえるように手続をしておくと言われたので受給したが、C 県で勤務していた申立期間の 3 社については会社に言っていないのに、当該期間についても脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金をのみを請求し、受給したと主張しているところ、当該期間は 19 か月であり脱退手当金の支給要件（24 か月）を満たさない上、申立期間の 3 社は、A 社と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は申立人が受給を認めている期間と合わせて受給したものと考えるのが自然である。

また、昭和 45 年 7 月 27 日に支給決定された脱退手当金は、申立期間である 67 か月を含む 86 か月が支給額の計算の基礎とされている上、その支給額に計算上の誤りは無く、オンライン記録と一致していることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているが、申立期間に係る事業所とは異なる都道府県の社会保険事務所（当時）が管轄していたため、当時の記録管理では把握できなかった可能性がある上、申立人は脱退手当金の

代理請求を行ったA社には過去に勤務した会社名は言わなかったとしていることを踏まえると、請求漏れが生じた可能性も考えられることから、未支給期間があることに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 14 日から 47 年 5 月 1 日まで
私は、婚姻後に勤務していた事業所で、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 47 年 9 月 14 日に支給決定されている上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該被保険者期間と申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、社会保険事務所(当時)では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な請求であるとまでは言えない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。